

配布依頼書
承認番号

第9号

事 務 連 絡

令和6年4月19日

町内会・自治会長 様

室蘭市生活環境部地域生活課

課長 中野 茂樹

室蘭市「多様な性」をよく知るためのリーフレットについて（お願い）

日頃より、男女平等参画行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、室蘭市では、令和6年4月からパートナーシップ宣誓制度を導入するにあたり、多様な性の理解促進の観点からリーフレットを作成いたしました。

つきましては、別紙リーフレットを回覧していただきますようお願い申し上げます。

<問合せ>

室蘭市生活環境部地域生活課 橋場

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

☎ 25-2951 FAX 23-2133

「多様な性」を よりよく知るための リーフレット



室蘭市 生活環境部 地域生活課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話:0143-25-2951

Mail:seikatsu@city.muroran.lg.jp

室蘭市パートナーシップ宣誓制度

■パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティ(LGBT等)でパートナーシップにあるお二人が、お互いがパートナーであることを宣誓し、本市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

この制度により相続や税の控除などの法律上の効果が生じるものではありませんが、市営住宅への入居など本市の一部の行政サービスが利用できるようになります。

○宣誓ができる方

- ・双方が成年であること
- ・一方または双方が市内に住所を有すること(3ヶ月以内の転入予定を含む)
- ・配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップ関係にないこと
- ・双方が近親者でないこと(養子縁組除く)

○市民・事業者の皆様へ

お店や病院などで、パートナーであることを証明するために、受領証等が提示される場合があります。制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

※制度の詳細は、市のホームページをご覧ください。

室蘭市パートナーシップ宣誓制度 検索



相談窓口

■性的マイノリティに関する相談

○よりそいホットライン

(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

0120-279-338(通話料無料、24時間対応)

※4番:性別違和や同性愛などに関わる相談

○にじいろ法律相談(札幌弁護士会)

080-6090-2216

毎月第2火曜日 17:30~19:30

毎月第4金曜日 11:30~13:30

※いずれも祝日を除く

オンラインによる予約受付、メールで日程を調整して電話相談を実施。

詳細は、札幌弁護士会ホームページをご確認ください。

○にじいろtalk-talk

(NPO法人 北海道レインボー・リソースセンターL-Port)

LINE @ebx1820z

X(旧Twitter) @LLinq2018

毎月2回 18:50~21:50

※相談日はX(旧Twitter)で案内

■室蘭市の相談窓口

○生活環境部 地域生活課

0143-25-2951(平日 8:45~17:15)

※LGBT等の悩みに関する専用機関ではありませんが、お話を伺っています。

多様な性のあり方について理解を深めましょう！

性的マイノリティの方の割合は、左利きの人とほぼ同じと言われています。自分の周りにはいないと思っても、それは気づいていないだけかもしれません。すべての人が個人として尊重されるよう、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様な性のあり方について理解を深めていきましょう。

1. 性の構成要素

性の4つの要素の組み合わせによって、性のあり方が決まると言われています。

この組み合わせは一人ひとり異なっており多様であることから、「性はグラデーション」と表現されることがあります。

①身体性 (Sex)



身体つきなどの生物学的な性。

医師等から発行された出生証明書をもとに戸籍に記載された身体的な性別です。

②性的指向 (Sexual Orientation)



恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか、いないかをいいます。

③性自認 (Gender Identity)



自分が認識している性。

この認識は、身体性的一致する人もいれば、一致しない人もいます。

また、どちらの性別でもない、どちらの性別なのかわからないという人もいます。

④性表現 (Gender Expression)



服装や言葉遣い、立ち居振る舞い等、外に向けて表現する性。

2. LGBTについて

性的指向に関わる表現のレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルと性自認に関わる表現のトランスジェンダーの頭文字をとり称したものです。

L **レズビアン (Lesbian)**
～同性を好きになる女性

G **ゲイ (Gay)**
～同性を好きになる男性

B **バイセクシュアル (Bisexual)**
～異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人

T **トランスジェンダー (Transgender)**
～出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人(性同一性障害者を含む)

LGBT以外にも様々な性のあり方があります。

- **エックスジェンダー (Xgender)**
～性自認を男性、女性のどちらでもないと感じている人
- **クエスチョニング (Questioning)**
～自分の性自認、性的指向が分からない、又は明確にしたいくない人
- **アセクシュアル (Asexual)**
～恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人

3. SOGI (ソジ・ソギ)

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を取って『SOGI (ソジ・ソギ)』という言葉が使われることもあります。

SOGIは誰もが持っている要素であり、それぞれの違いを尊重し合うことが大切です。

4. カミングアウトとアウティング

○ カミングアウト

自分の性自認や性的指向などの性のあり方を他人に伝えること。

「いつ、誰に、何を、どこまで」話すかは当事者自身が決めることです。また、カミングアウトをしない(できない)方もいます。

○ アウティング

本人の許可なく、その人の「性のあり方」を第三者に話してしまうこと。

どのような性のあり方を持っているかは重大なプライバシーであり、アウティングにより、本人が深く傷つき、それまでの生活が送れなくなることも多々あります。

善意で行ったかどうかは関係なく、絶対にしてはいけません。